

第 12 号議案

令和 7 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 9 号）

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321,204千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,990,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月2日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		105,476	△14,966	90,510
	1 地方揮発油譲与税	26,600	△6,046	20,554
	2 自動車重量譲与税	75,300	△8,920	66,380
3 利子割交付金		2,000	8,892	10,892
	1 利子割交付金	2,000	8,892	10,892
4 配当割交付金		41,700	△58	41,642
	1 配当割交付金	41,700	△58	41,642
5 株式等譲渡所得割交付金		69,500	△4,470	65,030
	1 株式等譲渡所得割交付金	69,500	△4,470	65,030
6 法人事業税交付金		134,200	△25,852	108,348
	1 法人事業税交付金	134,200	△25,852	108,348
7 地方消費税交付金		864,700	14,868	879,568
	1 地方消費税交付金	864,700	14,868	879,568
8 環境性能割交付金		18,200	△486	17,714
	1 環境性能割交付金	18,200	△486	17,714
9 地方特例交付金		33,338	5,491	38,829
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収 填特別交付金	1,000	5,491	6,491
11 交通安全対策特別交付金		3,800	△309	3,491
	1 交通安全対策特別交付金	3,800	△309	3,491
14 国庫支出金		2,078,549	△31,961	2,046,588
	2 国庫補助金	855,834	△31,961	823,873
15 県支出金		1,145,847	△90,949	1,054,898
	1 県負担金	496,096	197	496,293
	2 県補助金	546,902	△91,146	455,756

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		122,191	1,785	123,976
	1 財産運用収入	8,935	1,785	10,720
20 諸収入		348,936	△54,089	294,847
	2 町預金利子	1,560	1,477	3,037
	5 雑入	338,109	△55,566	282,543
21 町債		1,082,500	△129,100	953,400
	1 町債	1,082,500	△129,100	953,400
歳入	合計	17,311,546	△321,204	16,990,342

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,096	△7,174	89,922
	1 議会費	97,096	△7,174	89,922
2 総務費		2,953,667	△124,688	2,828,979
	1 総務管理費	2,363,031	△105,397	2,257,634
	3 戸籍住民基本台帳費	116,145	△11,832	104,313
	4 選挙費	52,489	△7,459	45,030
3 民生費		4,408,981	31,797	4,440,778
	1 社会福祉費	1,710,794	32,497	1,743,291
	2 児童福祉費	2,646,834	△700	2,646,134
4 衛生費		2,329,903	△40,717	2,289,186
	1 保健衛生費	2,329,903	△40,717	2,289,186
6 農林水産業費		395,257	△94,808	300,449
	1 農業費	258,017	△94,207	163,810
	3 水産業費	124,544	△601	123,943
8 土木費		1,730,806	△74,263	1,656,543
	1 土木管理費	288,326	△63,646	224,680
	2 道路橋梁費	437,931	△3,312	434,619
	3 河川費	328,152	△4,090	324,062
	4 都市計画費	661,783	△3,215	658,568
9 消防費		663,040	△44,113	618,927
	1 消防費	663,040	△44,113	618,927
10 教育費		1,350,717	△95,399	1,255,318
	1 教育総務費	518,447	△74,103	444,344
	2 小学校費	158,820	△2,800	156,020
	3 中学校費	93,689	△1,500	92,189
	4 社会教育費	321,269	△14,196	307,073
	5 保健体育費	258,492	△2,800	255,692

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		2,096,635	128,161	2,224,796
	2 基金費	2,096,633	128,161	2,224,794
歳出	合計	17,311,546	△321,204	16,990,342

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	シーガーデンシティ推進事業費	63,333
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成総合対策事業費	66,543
8 土木費	1 土木管理費	防潮堤整備事業費	37,900
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	20,497
合 計			188,273

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田 IC 周辺バスターミナル整備事業	千円 43,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 17,800	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
交通安全施設整備事業	11,200	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	9,600	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
窓口事務DX化整備事業	6,100	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	4,800	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
保育園ICTシステム整備事業	3,200	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	2,900	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
防潮堤整備事業	151,500	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	97,100	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
吉田町内道路舗装修繕事業	79,900	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	77,000	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
吉田町内治水対策事業	186,800	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	184,800	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
大幡川改修事業	7,900	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	6,400	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	千円 85,500	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 55,200	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
中央公民館非常用電源整備事業	55,000	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	54,400	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
公共施設等予約システム整備事業	3,500	〃			600	〃		

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
消防指令車整備事業	千円 5,800	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	% —	—	